

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程（16経規程第49号）の一部を次の通り改正する。

現行		改正後	備考
国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程  平成16年4月7日 16 経 規程第49号  第1条～第11条 省略  附 則 省略  別表第1～別表第2（1） 省略  （2）分任出納役		第1条～第11条 省略（現行どおり）  附 則 省略（現行どおり）  別表第1～別表第2（1） 省略（現行どおり）  （2）分任出納役	
分任出納役として指定する役職	事務の範囲	分任出納役として指定する役職	事務の範囲
省略	省略	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
小金井地区会計チームリーダー	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、総合情報メディアセンター及び小金井図書館（文献複写料に限る。）における収入金の収納事務	小金井地区会計チームリーダー	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、総合情報メディアセンター及び小金井図書館（文献複写料に限る。）における収入金の収納事務
		留学交流推進チームリーダー	本学の留学生に係る補助金及び奨学金のうち、預り金として処理すべき現金又は預金の収納及び支払に関する事務並びに留学生センターにおける収入金の収納事務
別表第2（3） 省略（現行どおり）		別表第2（3） 省略（現行どおり）	
（4）分任出納役所属出納員		（4）分任出納役所属出納員	
分任出納役	出納員として指定する役職	事務の範囲	
省略	省略	省略	
小金井地区	繊維博物館総務係長	工学部附属繊維博物館におけ	

会計チーム リーダー	会計係長（小金井地区）	る収入金の収納事務	会計チーム リーダー	会計係長（小金井地区）	る収入金の収納事務
			留学交流推 進チームリ ーダー	大学院生物システム応用科学 府学務係長	生物システム応用科学府に所 属する留学生に係る補助金及 び奨学金のうち、預り金として
		小金井地区総務チーム副チー ムリーダー（大学院生物シス テム応用科学府担当）		処理すべき現金の収納及び支 払に関する事務	
		学生生活係長（府中地区）		府中地区の留学生（連合農学研 究科の留学生を除く。）に係る	
		府中地区学生サポートセンタ ーチーム副チームリーダー		補助金及び奨学金のうち、預り 金として処理すべき現金の収 納及び支払に関する事務	
		大学院連合農学研究科学生係 長		連合農学研究科の留学生に係 る補助金及び奨学金のうち、預 り金として処理すべき現金の	
			府中地区総務チーム副チー ムリーダー（大学院連合農学研 究科担当）	収納及び支払に関する事務	

別表第3（第4条関係） 代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
契約担当役	総括本部長	省略	省略
		学術情報チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
		上記以外のチームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、各チームの所掌に係る事務
		省略	省略
財産管理役	総括チームリーダー（財務担当）	省略	省略
		財務企画チームリーダー	財産管理役の行う物品の管理のうち、上記以外の事務。ただし、取得価額が50万円を超えるもの

別表第3（第4条関係） 代行機関の職位及び処理する事務の範囲

会計機関名	事務を担当する職位	代行機関の職位	代行機関が処理する事務の範囲
契約担当役	総括本部長	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
		学術情報チームリーダー	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるものを除く。
		上記以外のチームリーダー及び室長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、各チーム及び室の所掌に係る事務
		省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
財産管理役	総括チームリーダー（財務担当）	省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
		資産管理チームリーダー	財産管理役の行う物品の管理のうち、上記以外の事務。ただし、取得価額が50万円を超えるものを除く。

		のを除く。
別表第4の1（第4条関係） 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲		
会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	
省略	省略	
府中地区会計チームリーダー	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務 （1）金額が500万円を超える収入又は支出契約にかかる予定価格調書案の作成 （2）入札の執行	
府中地区会計チーム 契約一係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、本部、大学教育センター及び保健管理センターに係るもの（学術情報チームから依頼を受けた契約を含む。）。  （1）～（9）省略	
省略	省略	

代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	
省略	省略	
府中地区会計チームリーダー	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務 （1）金額が500万円を超えない収入又は支出契約にかかる業者の選定 （2）契約担当役印（代行機関分）の保管及びなつ印	
府中地区会計チーム	府中地区会計チームの所掌に係る契	

別表第4の1（第4条関係） 契約担当役の補助者の職位及び事務の範囲		
会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	
府中地区会計チームリーダー	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務 （1）金額が500万円を超える収入又は支出契約にかかる予定価格調書案の作成 （2）入札の執行	
府中地区会計チーム 契約一係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、本部、大学教育センター、保健管理センター、女性キャリア支援・開発センター及び若手研究支援室に係るもの（学術情報チームから依頼を受けた契約を含む。）。 （1）～（9）省略（現行どおり）	
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	
代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）	
府中地区会計チームリーダー	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務 （1）金額が500万円を超えない収入又は支出契約にかかる業者の選定 （2）契約担当役印（代行機関分）の保管及びなつ印	
府中地区会計チーム 契約一係長	府中地区会計チームの所掌に係る契約に関する次の事務のうち、本部、	

契約一係長	約に関する次の事務のうち、本部、大学教育センター及び保健管理センターに係るもの（学術情報チームから依頼を受けた契約を含む。）。  (1)～(10)省略
省略	省略
各チームの担当係長	上記以外の各チームの所掌に係る契約に関する事務

別表第4の2（第4条関係） 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関及び代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略	省略
研究支援・産学連携チーム 産学連携係長	産学連携係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
省略	省略

別表第4の3（第4条関係）

出納役の補助者の職位及び事務の範囲 省略

分任出納役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略	省略
小金井地区会計 チーム会計係長	(1) 分任出納役印の保管及びなつ印 (2) 現金、預金及び有価証券等の受入及び払出

	大学教育センター、保健管理センター、女性キャリア支援・開発センター及び若手研究支援室に係るもの（学術情報チームから依頼を受けた契約を含む。）。 (1)～(10)省略（現行どおり）
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
各チーム及び室の担当係長	上記以外の各チーム及び室の所掌に係る契約に関する事務

別表第4の2（第4条関係） 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関及び代行機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
研究支援・産学連携チーム 産学連携係長	産学連携係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
留学交流推進チーム留学生係長	留学生係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）

別表第4の3（第4条関係）

出納役の補助者の職位及び事務の範囲 省略（現行どおり）

分任出納役の補助者の職位及び事務の範囲

会計機関の補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
省略（現行どおり）	省略（現行どおり）
小金井地区会計 チーム会計係長	(1) 分任出納役印の保管及びなつ印 (2) 現金、預金及び有価証券等の受入及び払出 (3) 現金出納簿等必要帳簿の記帳

<ul style="list-style-type: none"> <li>( 3 ) 現金出納簿等必要帳簿の記帳</li> <li>( 4 ) 現金現在高及び預金現在高の照合</li> <li>( 5 ) その他分任出納役の行なう事務の補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>( 4 ) 現金現在高及び預金現在高の照合</li> <li>( 5 ) その他分任出納役の行なう事務の補助</li> </ul>	
<p>別表第 5 省略 第 1 号様式～第 7 号様式 省略</p>	<p><u>留学交流推進チ</u> <u>ーム留学生係長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 分任出納役印の保管及びなつ印</li> <li>( 2 ) 現金及び預金の受入及び払出</li> <li>( 3 ) 現金出納簿等必要帳簿の記帳</li> <li>( 4 ) 現金現在高及び預金現在高の照合</li> <li>( 5 ) その他分任出納役の行う事務の補助</li> </ul>	
<p>別表第 5 省略（現行どおり） 第 1 号様式～第 7 号様式 省略（現行どおり）</p>		

附 則

この規程は、平成 18 年 1 月 26 日から施行し、別表第 3 を改める改正規定及び別表第 4 の 1 各チームの担当係長の欄を改める改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から、別表第 4 の 1 府中地区会計チ - ム契約一係長の欄、補助者が処理する事務の範囲の項を改正する規定中、「及び」を「、」に改め、「女性キャリア支援・開発センタ - 」を追加する部分については、平成 18 年 9 月 1 日から、同規定中、「及び」を「、」に改め、「若手研究支援室」を追加する部分、別表第 2 ( 2 ) の改正規定、同表 ( 4 ) の改正規定、別表 4 の 2 の改正規定及び別表 4 の 3 の改正規定については、平成 18 年 10 月 1 日からそれぞれ適用する。